

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月15日
【会社名】	ワイエイシイ株式会社
【英訳名】	Y.A.C. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 百瀬 武文
【本店の所在の場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号
【電話番号】	042（546）1161（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺本 和政
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号
【電話番号】	042（546）1161（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺本 和政
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、平成29年4月1日付（予定）で、ワイエイシイ株式会社の事業部門を4分割し、平成28年10月3日付で設立した、下記4事業会社に吸収分割し、持株会社制に移行することを決議しました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本吸収分割の相手会社に関する事項

(1)商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

①商号：ワイエイシイメカトロニクス株式会社（平成28年10月3日設立）

本店の所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号

代表者の氏名：代表取締役会長 百瀬 武文

代表取締役社長 伊藤 利彦

資本金の額：50百万円

純資産の額：50百万円

総資産の額：50百万円

事業の内容：各種自動化関連装置製造販売

②商号：ワイエイシイテクノロジーズ株式会社（平成28年10月3日設立）

本店の所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目10番6号

代表者の氏名：代表取締役会長 百瀬 武文

代表取締役社長 佐藤 康男

資本金の額：50百万円

純資産の額：50百万円

総資産の額：50百万円

事業の内容：半導体・フラットパネル製造装置製造販売

③商号：ワイエイシイマシナリー株式会社（平成28年10月3日設立）

本店の所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目10番6号

代表者の氏名：代表取締役会長 百瀬 武文

代表取締役社長 大福 芳弘

資本金の額：50百万円

純資産の額：50百万円

総資産の額：50百万円

事業の内容：クリーニング機械、各種自動包装機等製造販売

④商号：ワイエイシイビーム株式会社（平成28年10月3日設立）

本店の所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号

代表者の氏名：代表取締役会長 百瀬 武文

代表取締役社長 吉田 和彦

資本金の額：50百万円

純資産の額：50百万円

総資産の額：50百万円

事業の内容：電気および電子機器、機械等の製造販売

(2)最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成28年10月3日設立のため、確定した事業年度はありません。

(3)大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

ワイエイシイ株式会社（提出会社） 100%

(4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：当社100%出資の子会社であります。

人的関係：当社の取締役及び監査役が承継会社の取締役及び監査役を兼任しています。

当社との取引関係：事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

2. 本吸収分割の目的

当社グループは、ハイテク機械装置の製造販売を中心として、M&A等により電力関連事業や医療関連事業まで、事業の幅を広げてまいりました。今後も既存事業分野や新規成長分野に積極的に投資を実施し、事業規模の拡大を図り、経営基盤の強化に取り組む方針としています。このような中長期的視野にたった事業戦略に基づき、当社の既存事業においても、事業毎に分社化することにより、機動力のアップが期待でき、一方で経営責任が一層明確となることにより、個別事業の強化が期待されます。さらには、グループ各社の連携と競争により、グループ全体の体質強化につながると判断したため、会社分割を行うことといたしました。

3. 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容その他吸収分割契約の内容

(1)吸収分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立した当社100%出資の4事業会社に事業を吸収分割させる方式とします。

(2)吸収分割に係る割当の内容

該当なし

(3)吸収分割の日程

吸収分割子会社の設立	平成28年10月3日
吸収分割契約承認取締役会	平成28年11月11日
株主総会決議日	平成28年12月22日（予定）
吸収分割効力発生日	平成29年4月1日（予定）

(4)その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割子会社が平成28年11月11日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりです。

(5)本組織再編に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当なし

(6)承継会社が承継する権利義務

本件分割において、承継会社が当社から承継する権利義務は、吸収分割契約書に別途定めのあるものを除き、分割効力発生日現在の分割対象となる事業にかかる資産およびその他契約の権利義務とします。

4. 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

当該内容は1. (1)の①から④に記載した内容と同じとなります。

吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の１００パーセント子会社であるワイエイシイメカトロニクス株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

第１条（分割の内容）

- １ 甲は、甲の営む事業のうち、各種自動化関連装置製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- ２ 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

（１）分割会社

商号 ワイエイシイ株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

（２）承継会社

商号 ワイエイシイメカトロニクス株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

第２条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- （１）本件事業に関する資産
- （２）本件事業に関する契約

第３条（本件分割の対価）

乙は甲の１００パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

第４条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成２９年４月１日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

第５条（株主総会）

- １ 甲は、平成２８年１２月２２日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- ２ 乙は、会社法第７９６条第１項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- ３ 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

第６条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第７条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第８条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（本契約の効力）

平成２９年４月１日までに第５条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資 産（（3）の除外資産を除く）

（1）流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

（2）固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

（3）除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、（2）以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

（1）契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

（2）除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の１００パーセント子会社であるワイエイシイテクノロジーズ株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

第１条（分割の内容）

- １ 甲は、甲の営む事業のうち、半導体・フラットパネル製造装置製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- ２ 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

（１）分割会社

商号 ワイエイシイ株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

（２）承継会社

商号 ワイエイシイテクノロジーズ株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-10-6

第２条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- （１）本件事業に関する資産
- （２）本件事業に関する契約

第３条（本件分割の対価）

乙は甲の１００パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

第４条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成２９年４月１日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

第５条（株主総会）

- １ 甲は、平成２８年１２月２２日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- ２ 乙は、会社法第７９６条第１項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- ３ 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

第６条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第７条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第８条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（本契約の効力）

平成２９年４月１日までに第５条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第 10 条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資 産（（3）の除外資産を除く）

（1）流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

（2）固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

（3）除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、（2）以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

（1）契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

（2）除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の１００パーセント子会社であるワイエイシイマシナリー株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

第１条（分割の内容）

- １ 甲は、甲の営む事業のうち、クリーニング機械、各種自動包装機等製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- ２ 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

（１）分割会社

商号 ワイエイシイ株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

（２）承継会社

商号 ワイエイシイマシナリー株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-10-6

第２条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- （１）本件事業に関する資産
- （２）本件事業に関する契約

第３条（本件分割の対価）

乙は甲の１００パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

第４条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成２９年４月１日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

第５条（株主総会）

- １ 甲は、平成２８年１２月２２日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- ２ 乙は、会社法第７９６条第１項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- ３ 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

第６条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第７条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第８条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（本契約の効力）

平成２９年４月１日までに第５条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資 産（（3）の除外資産を除く）

（1）流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

（2）固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

（3）除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、（2）以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

（1）契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

（2）除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の１００パーセント子会社であるワイエイシイビーム株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

第１条（分割の内容）

- １ 甲は、甲の営む事業のうち、電気及び電子機器、機械等の製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- ２ 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

（１）分割会社

商号 ワイエイシイ株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

（２）承継会社

商号 ワイエイシイビーム株式会社
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

第２条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- （１）本件事業に関する資産
- （２）本件事業に関する契約

第３条（本件分割の対価）

乙は甲の１００パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

第４条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成２９年４月１日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

第５条（株主総会）

- １ 甲は、平成２８年１２月２２日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- ２ 乙は、会社法第７９６条第１項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- ３ 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

第６条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第７条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第８条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（本契約の効力）

平成２９年４月１日までに第５条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資 産（（3）の除外資産を除く）

（1）流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

（2）固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

（3）除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、（2）以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

（1）契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

（2）除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約